

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年7月5日（平成30年（行情）諮問第281号及び同第282号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行情）答申第241号及び同第242号）

事件名：特定月に開かれた米議会諮問委員会について特定の日本政府関係者が出席した会合で日本側が配布した資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定月に開かれた米議会諮問委員会について特定の日本政府関係者が出席した会合で日本側が配布した資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月1日付け情報公開第00281号及び同第00282号により外務大臣（以下「外務大臣」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

「存否応答拒否」は法の趣旨を逸脱した濫用であり、不当である。別の公開情報やこれまでの取材を踏まえれば、外務省が対象文書の存否について答えることや、文書が存在する場合に開示することが、今後の日米間の信頼関係を損なうおそれがあるというのはいい過ぎである。むしろ法の趣旨を踏まえ、外務省は国民への説明責任を果たすため、対象文書の存否を回答した上で、存在するなら開示すべきである。

##### （2）意見書

ア 本件に関し、外務省は理由説明書で概要以下のように述べる。

「個別の会合に誰が参加し、どのようなやり取りがあったか等を含め、戦略態勢委員会の会合は、対外的に議論を明らかにしない前提で行われた。この点、今次開示請求は、開催月及び我が国からの出

席者を予め特定した形での開示請求であるところ、これを前提として本件対象文書の存否を答えることにより、特定の会合への日米関係者の参加及び意見交換の実施に関する情報が明らかになり、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、その存否を明らかにせずに請求を拒否する決定を行ったものである。したがって、当該決定に何ら不自然な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。」

イ しかし、この外務省の主張には矛盾が多く、当該決定は不自然どころか極めて問題で、審査請求人の主張には十分理由がある。このことは別添にて提出する数々の資料によって明白である（添付資料省略）。精査してもらい、審査請求人の「法の趣旨をふまえ、外務省は国民への説明責任を果たすため、対象文書の存否を回答した上で、存在するなら開示すべきである。」という主張を認めるべきである。

ウ 以下、資料の表題と趣旨を示す。

(ア) 平成 21 年に公表された The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States（戦略態勢委員会の最終報告書）の表紙と、委員会の日程表と、参加者一覧表。

日程表 (p129) には、

October 8-9, 2008

February 24-25, 2009

参加者一覧表 (p134) には、

Masafumi Ishii-Minister, Head of Political Section, Embassy of Japan (2008)

Takeo Akiba-Minister, Head of Political Section, Embassy of Japan (2009)

とそれぞれ記されている。

(イ) 平成 30 年 3 月 20 日の衆院安全保障委員会議事録。平成 21 年 2 月の戦略態勢委員会に関する赤嶺政賢議員の質問に対し、河野太郎外相が「秋葉氏本人に確認し、そのような発言をしたことがないと確認している。」「非核三原則に背馳するような話はしていなかった。」と答弁している。

(ウ) 特定年月日 1 付けの特定新聞 1 の平成 21 年 2 月の戦略態勢委員会の内容を報じた記事。

(エ) 特定年月日 2 に報道各社に取材が認められた沖縄等基地問題議員懇談会で外務省日米安全保障条約課の特定職員が行った説明について、その場で聞いた審査請求人が作成したメモ。当該職員は「戦略態勢委員会とどのようなやり取りをしたか」という記録は外務省とし

て持っております。」と述べ、平成21年2月の戦略態勢委員会についても「外務省が現に作った記録がございます。」と話している。

(オ) 特定年月日4付けの特定新聞1の記事。戦略態勢委員会（記事では「米議会諮問委員会」）の元事務局長が日本の国会議員らに対し、委員会で日本政府関係者が何を語ったかについて「諮問委は非公開だったので私からは言えない。だが、メディアや国会議員に説明できるかどうかを決めるのは日本政府自身だ。」と述べている。元事務局長は後日、取材にも同様に答えた。

(カ) 平成30年5月15日の参院外交防衛委員会議事録。上記（ア）の参加者一覧表に記された石井氏や秋葉氏について、河野太郎外相が「戦略態勢委員会の会合に参加したことは事実」と述べている。

(キ) 特定年月日5に報道各社に取材が認められた沖縄等米軍基地問題議員懇談会に外務省が提出した資料。特定年月日3付けの特定新聞2の記事では、秋葉氏が出席した平成21年の戦略態勢委員会に参加したという米側関係者が連名で、「秋葉は非核三原則を明確に述べ、その後の議論でも繰り返した」と述べている。ちなみにこの記事は上記（カ）の参院外交防衛委員会議事録にあるように河野太郎外相も外務省の立場を説明するため答弁で紹介している。

(ク) 平成30年5月17日の参院外交防衛委員会議事録。平成21年の戦略態勢委員会での秋葉氏の発言を紹介した上記（キ）の特定新聞2の記事内容を確認する形で、外務省の鈴木量博北米局長が「非核三原則についても言及している」と述べている。これについて特定年月日6付けの特定新聞1の記事も添える。

エ なお、これらの資料のほとんどは外務省も把握しているはずであり、その上でなぜ外務省が「当該決定に何ら不自然な点はなく、審査請求人の主張には理由がない」と主張できるのか、甚だ理解に苦しむ。また、外務省は審査請求人が戦略態勢委員会の開催月や出席者を特定して開示請求したことを文書の存否を明かさない一因としたが、審査請求人がそうしたのは知り得た情報を基に正確を期して開示請求し、外務省が資料を探す負担の軽減にもなればと思つてのことである。開催月や出席者を特定せずあいまいな開示請求をした方が外務省は前向きに対応できるということなのだろうか。こうした外務省の姿勢もまた法の趣旨に反しており、国民への説明責任を果たす上で極めて不誠実だといわざるを得ない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、平成30年4月2日付けで受理した審査請求人からの別紙に掲げる本件対象文書の開示請求に対し、法10条による延長を行った後、

その存否を明らかにしないで請求を拒否する原処分を行った（平成30年6月1日付け情報公開第00281号及び同第00282号）。

これに対し、審査請求人は、平成30年6月5日付けで、存否応答拒否とした原決定を不服とし、その取消しを求める審査請求を行った。

## 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙に掲げる文書である。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「存否応答拒否は法の趣旨を逸脱した濫用であり、不当である。別の公開情報やこれまでの取材を踏まえれば、外務省が対象文書の存否について答えることや、文書が存在する場合に開示することが、今後の日米間の信頼関係を損なうおそれがあるというのはいい過ぎである。むしろ法の趣旨をふまえ、外務省は国民への説明責任を果たすため、対象文書の存否を回答した上で、存在するなら開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めている。

日米両国間では普段から日米の安全保障及び防衛協力に関連する様々な事項について緊密かつ幅広く意見交換が行われており、その中で、米国側からの要望に応じ、外交ルートを通じて、当時の外務大臣の了解を得た我が国政府の考え方を米国議会戦略態勢委員会に説明したことはある。

ただし、個別の会合に誰が参加し、どのようなやり取りがあったか等を含め、米国議会戦略態勢委員会の会合は、対外的に議論を明らかにしない前提で行われた。

この点、今次開示請求は、開催月及び我が国からの出席者を予め特定した形（「2008年10月」、「石井駐米公使」又は「2009年2月」、「秋葉駐米公使」）での開示請求であるところ、これを前提として本件対象文書の存否を答えることにより、特定の会合への日米関係者の参加及び意見交換の実施に関する情報が明らかになり、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条を適用し、その存否を明らかにせずに請求を拒否する決定を行ったものである。したがって、当該決定に何ら不自然な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

## 4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月5日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第281号及び同第282号）

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月 24 日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ④ 同年 9 月 11 日 審議（同上）
- ⑤ 同月 27 日 平成 30 年（行情）諮問第 281 号及び同第 282 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えることは法 5 条 3 号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

なお、審査請求人の開示請求にいう「米議会諮問委員会」は、諮問庁の理由説明書にいう「米国議会戦略態勢委員会」を指すものと認められることから、以下同名称を用いる。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否について

諮問庁は、本件対象文書につき存否応答を拒否する理由として、個別の会合に誰が参加し、どのようなやり取りがあったか等を含め、米国議会戦略態勢委員会の会合は、対外的に議論を明らかにしない前提で行われており、本件開示請求は、開催年月及び出席者を予め特定した形（「2008 年 10 月」、「日本政府関係者」又は「2009 年 2 月」、「日本政府関係者」）での開示請求であるところ、これを前提として本件対象文書の存否を答えることにより、特定の会合への日米関係者の参加及び意見交換の実施に関する情報が明らかとなり、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは法 5 条 3 号の不開示情報を開示することとなると説明する。

また、審査請求人が意見書において言及する平成 30 年 5 月 15 日の参議院外交防衛委員会の会議録において、外務大臣は、米国議会戦略態勢委員会は「個別の会合に誰が参加したかどうかということについては明らかにしない前提で行われている。」旨述べていることが認められる。

さらに、審査請求人が同様に言及する米国議会戦略態勢委員会の最終報告書にも、特定期間に開催された同委員会の個別の会合への出席者名は記載されていない。

そこで検討すると、日本政府関係者が米国議会戦略態勢委員会に参加した事実自体は明らかになっているものの、当該委員会は、その個別の会合に誰が参加し、どのようなやり取りがあったか等を含め、対外的に議論を明らかにしない前提で行われたものであることから、仮に個別の会合の開催年月及び当該会合に出席した日本政府関係者の氏名を予め特定した形での開示請求に対し、文書の存否を明らかにすることとなれば、当該関係者

の特定の会合への出席の有無が明らかになる結果、米国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があるとする上記の諮問庁の説明は否定し難く、本件対象文書の存否に関する情報は法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 1 2008年10月に開かれた米議会諮問委員会（Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States）について、
  - ・石井駐米公使ら日本政府関係者が出席した会合で、日本側が配布した資料
  - ・その会合の議事録または双方のやり取りについて記した記録
  
- 2 2009年2月に開かれた米議会諮問委員会（Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States）について、
  - ・秋葉駐米公使ら日本政府関係者が出席した会合で、日本側が配布した資料
  - ・その会合の議事録または双方のやり取りについて記した記録